

取下書を提出される方へ

取下書を提出されるにあたり、必要なものは下記のとおりです。

なお、債務名義等還付申請書は、取下書と同時にご提出ください。

記

書 類	通 数	郵便切手
取下書	3通（債務者・第三債務者が複数の場合は、それらの合計数+1通）	84円切手2枚（債務者・第三債務者が複数の場合は、それらの合計数枚）
債務名義等還付申請書 （受書付き）	1通	切手（470円分×1組、20円分×1組） （簡易書留料金）

その他ご注意いただきたい点について

1. 取り立てた金員がある場合は「ただし、既に取り立てた金員を除く。」とある部分に、取り立てた金員がない場合は「なお、取り立てた金員はありません。」とある部分に、チェックを入れてください。
2. 申立書に押したものと同一印鑑を使用してください（同一印鑑がない場合は実印を使用し、印鑑証明書を添付してください。）。

※ ご不明な点等がありましたら、次の係までご連絡ください。

徳島簡易裁判所 少額訴訟債権執行係

電話番号 088（603）0150